

令和7年度こども家庭庁行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント
「保育対策総合支援事業費補助金のうち アクティビティ①～④」

1. 本事業は、保育人材の育成・確保・就業継続を支援するものであるが、まずは、効果発現の経路が重要でありその検討を行うべきである。その上で、そもそもの事業の必要性を判断するため、少子化が進行する中での保育の需給バランスの現状と見通しが定量的に示されるべきである。特に、課題抽出過程における数値分析等を検討すべきである。
2. 加えて、我が国の今後の労働需給等を踏まえれば、現行の保育士資格や配置基準を前提とした人材確保は一層困難な状況になるものと見込まれることから、保育士以外の人材の活躍やテクノロジーの活用による保育所等の体制の充実が図られるよう、制度や基準のあり方も含めて検討を進めるべきである。
特に、待機児童数の減少、保育士数の増加、保育士の勤続年数の増加等これまでの保育政策の成果は着実に出てきているが、今後は、更なる少子化・女性の就業率の向上・保育の質の向上への期待といったさまざまな要因をふまえ、そもそもどのような人員配置基準、保育士数、保育の内容を政策目的とするか、総合的な戦略が必要であり、検討を進めるべきである。また、介護士や看護師など他の職種との人材の共有化、活用について更に検討を進めるべきである。
3. また、宿舍借り上げ支援事業や修学資金貸付等事業をはじめとする各事業の定量的な費用対効果が明らかとなっていないことから、まずは各事業が保育人材の確保等にどのような効果を与えているか定量的に確認することが重要である。そのためには、例えば、地方自治体ごとの各事業の実施状況・保育人材の需給・就業継続年数・平均賃金、潜在保育士も含めた保育士の就業及び就業継続を行う際のプライオリティなどについて調査し、状況を把握したうえで分析を行うべきである。その際、本事業の実施主体が地方自治体であることなどを踏まえ、地域ごとに異なる様々な状況を丁寧に把握することも重要である。
4. 指標設定にあたっては、単に量的な観点だけではなく、各事業が保育の質の向上にどのように寄与しているか、保育士の需給や人材確保が保育の質とどのような関係があるのかを踏まえて、保育の質の向上の観点から目標を検討して、施策を進めるべきである。また、能力・専門性に見合った処遇を行うことを事業の原則として徹底すべきである。

5. 以上を踏まえ、本事業の予算計上においては、過剰な予算付けとならないように慎重に検討を行う必要がある。まずは、費用対効果の定量的な検証や事業内容の検証等、今後の事業のあり方について検討する必要がある、それまで慎重に対応すべきである。なお、補助金を交付する以上は開示・透明化が必要であり、保育施設の経営情報において、職員給与の報告、補助金事業の適用額などを明確にすることで、少なくとも雇用面での効果については可視化すべきである。
6. また、事業の成果を高めるため、すみやかに以下についても検討すべきである。
 - ・ 今般の「改正児童福祉法」により法定化された保育士・保育所支援センターの機能や、地域限定保育士の活用促進策について具体の検討をすべきである。
 - ・ これまでの事業の実施について、「待機児童対策」として東京都をはじめとする都市部に集中しているが、各自治体が抱える保育施策の課題等はさまざまであることから、都市部に集中している執行状況の見直し（補助事業の要件など）による合理化を進めるとともに、全国で質の高い保育を実施できるよう、保育人材の確保等を行うための事業の内容や要件面を実効性の高いものへ重点化することや、好事例の横展開等を図ることで、より効果的な人材確保策を検討すべきである。